

信濃川水系長野圏域河川整備計画（犀川）（原案）公聴会 公述記録

掲載は公述順です。

中沢徳繁さん

私は、 の中沢徳繁と申します。どうぞよろしくお願い致します。本論に入る前に、本計画案に一部字句修正を要することがありますので、まず申し上げたいと思います。計画案の8頁に計画の対象地区として信州新町の新町、里穂刈、上条、竹房地区となっておりますが、下市場地区が欠けておりますのでこれを加えて頂きたいということを申し上げます。

それでは、早速公述に入ります。本河川整備計画案について公述するにあたりまして、まず前段階で関係する主要事項について、事実確認をさせて頂きたいと思います。

一つとして、本計画区間は、河川法第9条による犀川の指定区間であるということです。従って、河川管理は国から委託された長野県が行っている。一方ダム管理に関することは国であり、北陸地方整備局で行っている。本計画区間には、水内・笹平・小田切の3ダムが存在しているという事実を確認したいということです。

二つ目は、本計画は、昭和62年5月、長野県・信州新町・東京電力の三者で水内ダム水利権伸長に関して合意して調印した協定に基づき、その協定の完全実施をするための実行計画であるというふうに認識しております。

三つ目は、信州新町の水害について、長野県はダム災害であると既に認定していることであります。それは、昭和21年7月4日、物部知事が日発総裁に発した厳達命令「天竜川通り泰阜並びに犀川通り水内堰堤上流地籍の水害予防対策に関する件」で明確であります。その内容はですね、「犀川筋上水内郡水内地籍は、発電施設たる堰堤の影響により、河筋の土砂沈積おびただしく、計画当初仮定せる堆積量をも既に相当超過し、延いては上流部広範の地域に亘りて極度の河床隆起を生じしめたる結果、出水時においては、しばしば異常の高水位を誘発し、かつ甚だしき長期湛水となる傾向あるために、異例の水害を頻発し、捨て置きがたい事態に立ち至りたるを以て、河川治水計画確定の重要性に鑑み、堰堤による堆積土砂の除去を計る等水害予防の根本対策を樹立し、これが実行取りは計らわれたい」となっているのであります。その末尾に「右厳に通達す」と書かれているので厳達命令といわれているわけであります。

四つ目に、犀川は指定区間であるために、河川体制が二重構造になっていることあります。信濃川水系全般の河川管理は国であります。指定区間を除いて北陸地方整備局の管轄になっております。一方、指定区間の河川管理は長野県であり、これは、関東地方整備局の管轄ということになっています。これではですね、水系一貫管理の河川法の原則とは矛盾しているのではないのでしょうか。また、県の管理区域には、ダムが存在しております。それなりの影響を河川に及ぼしているのは確実であります。ダムに関することは国であるため、県はダムに関しては関与ができない、ダム抜きで河川対策を計画せざるを得ないのが実情であります。それに、県自らはダム災害と認識していてもですね、その河川

法の制度上計画に織り込むことができないというのが、現在の実情であると思います。

以上四つのことを事実確認とさせていただきます。

さて、本計画を見ますと、河川法第9条による指定区間制度の弊害が顕著に現れていることです。県は、河川工事に当たり、犀川の計画高水流量4000トンで行っておりますが、水内ダム区域は、設計洪水量4200トンで管理されております。同じ場所なので、すね計画の基礎が二重になっている。二重に管理されているのであります。しかし県は、ダムが現実に存在をし、その影響を目の当たりにしながらも、ダムは国の監督下にあるため、関与できないでおります。これは法制度上止むを得ないことではあります。これは正当な河川計画ができるわけがなくて、結局県は、いくら努力をしても骨折り損のくたびれもうけに終わる公算が大きいのであります。

次に河川対策の基本である、原因究明がおろそかにされていることでもあります。58年の水害に関しては、三つの調査報告がありますが、一つは長野県の調査報告、もう一つは、信州大学の川上教授の報告、その次は東京電力さんの報告であります。この三つの報告の結論は、皆同じであります。なぜ同じかといいますと、用いた調査資料が全部同じものを使っているからであります。ところが、われわれが調べてみたら、東京電力さんが作成の建設時河床図に異常がいくつも発見され、調べた結果この図は架空のものである本物ではないことが分かりました。そのことを気付いた川上教授は、早速私達と面会をして、自分の書かれた調査を撤回いたしました。東京電力さんも自分の主張が通らないことを認めました。現在、その架空の結論を用いているのは、長野県だけあります。こうした中で、河川の現場を担当する長野県がです。河川法による矛盾によるねじれ現象に悩んでおられるわけですが、それは、長野県だけではないことが分かりました。3月23日の新聞報道によれば、全国知事会では、一級河川109系に関し、全ての整備や管轄権限を都道府県に移すよう要求することになったとされています。長野県におかれましても、この動きをです。積極的に推進していただくようにご要望を申し上げたいと思います。以上です。

峰村文隆さん

長野市の峰村文隆でございます。信濃川水系長野圏域河川整備計画の原案について意見を述べさせていただきます。先程の中沢さんがおっしゃったことは、新町の水防対策会としての意見で感情的な部分も入りますけど、それが総意だと思っていただきたいと思います。

さて、私どもが生活している長野市信州新町の中心部新町地区は、江戸時代よりも犀川の水利によって出来た、その水利によって発展してきた町であります。それ故に、近年盛んに推奨されている再生可能エネルギーである水力発電や、河川の利用については、十分理解しているものと思っております。しかしながら、下流の水内ダムが出来て依頼、私などは、祖父、父、私、子供と三代に渡って昭和20年、昭和58年9月の水害に遭い、58年の水害から26年の年月が経っている現在に於いても完全に安全確保されておられませ

ん。完全にと言いますのは、昭和62年の水利権更新前に取り交わした協定、いわゆる3点セットの完全履行がなされておらないということです。今回計画された整備計画の内容を検討いたしますと、3点セットの内、残された1点のNo.8左岸開削の代替案のうち第2トンネルだけしか盛り込まれておらず、残りの1点No.14左岸開削は、本整備計画の2節の1で下流国管理区間と整合を図りつつ河川改修を行う必要があるとだけ記されております。何ら具体的日時や目標が示されておらず、計画高水流量毎秒4000トンが確保されておられません。3800トンの計画に留まっております。全3点セットの完全履行とは言えません。但し、この二十数年に及ぶ交渉結果から見れば、今回の計画は前進だと捉えて、私はこの計画について賛成いたします。地球温暖化に伴う気候変動の激変を考える時に、整備計画の第2章の2で計画対象期間として効果を発揮するまでの期間、今後20年とありますが、とてもそれまで待てません。早急に治水対策が完了することを望みます。

第2に、特に第2トンネルの完成は、平成26年となっておりますが、早急に完成をして次回の水利権更新までに第2トンネルの実証検証を行わなければならない。若しです、こんなことがあってはいけないんですが、3度目の水害が起こってしまいましたら、それこそ私の祖父の時代から県、住民、東電の3者間で交渉がなされてきましたが、それが全て水の泡に帰すると思います。それ故に、当整備計画が早急にかつ確実に実行されることを望みます。本日の公聴会にあたり、私の思いが整備計画の早期実現に繋がることを念じつつ私の意見とさせていただきます。

黒岩伸雄さん

長野市 の黒岩伸雄です。信濃川水系長野圏域河川整備計画犀川の原案を確認し、意見を述べさせていただきます。なお、いま同じ新町水防対策会の峰村さんの方から意見が出ました。大分重なっているところがありますが、ご容赦願いたいと思います。また、58年の水害に於きましては、私どもの父の時代ですね、父達の交渉の時代でした。その、子供の時代になるということを含めて意見を述べさせていただきます。

私が住むこの長野市信州新町の中心部であります新町地区は、水害に何度となく見舞われて来た長い歴史があります。今回計画されました内容を見ましたところ、第2章「洪水等による災害発生の防止または軽減に関する目標」として昭和58年9月28日に未曾有の大災害に見舞われた時と、その時点と同規模の洪水を安全に流下することの出来る治水安全度を確保し、浸水害を防止することを目標としております。また、第3章で具体的に資する久米路第2トンネルが示されていますが、本来であれば、昭和62年5月16日水利権更新前日に取り交わされた協定、いわゆる3点セットである全てがこの計画に盛り込まれているべきと考えます。ましてや、この久米路第2トンネルとNo.14左岸開削は、No.8左岸開削の代替案として県が示したものであるということです。そして、その中

の久米路第2トンネルしか計画に盛り込まれていないという訳です。しかしながら、広義の見地から、また今までの経過を辿る中で、私としましては、当計画について反対の意はございません。また、言うならば時間的背景を見ましても、現実ここまで久米路第1河川トンネルとNo.15右岸杉山カットこの2点の整備が終わるのに25年もかかっています。そして、今回の計画でも第2章の2河川整備計画の計画対象期間として、河川整備が一連の効果を発揮するまでの期間として、今後20年とするとあります。とても待ってられません。私達は、早期にこの計画が認められ、一日でも早くこの計画にある治水対策が少しでも進むことを望んでいるところであります。この地域における水害対策は、先代から引き継がれ、今なお完全解決には至っておりません。地域住民は、雨が降るたびに不安に駆られ、近年では平成16年、18年に度重なる非難命令が出され、地域住民、消防団が生命、財産を守るため、不眠不休の対応をする状況が続いております。この状況が、少しでも改善され、雨が降り、犀川の水が増えても、不安に駆られることの無いことを節に望んでいるところであります。本日の公聴会に当たりまして、私ども世代の思いが、当計画治水対策事業の促進に繋がりますことをお願い申し上げまして、私の意見として述べさせていただきます。

黒岩重仁さん

の黒岩重仁です。最後つうのはこんなにやりづらいのかなと思いますけども、ちょっと内容を変えて大きい枠組みの中で、ちょっと意見を述べさせていただきたい。中沢公述人の方からは、河川法に基づく制度的な矛盾、峰村公述人の方からは、歴史的思いの問題、あるいは、黒岩公述人の方からは、とにかく何回も水ついてるから早く解決してくれと、こういうふうに述べられております。今回の12月28日の調印、これは、確認事項と62年度の変更協定という中身でございます。ここに至るまでは、その色々な細かい問題点について、あるいは見解の相違について、かなり詰めたところであります。だから、当初の内容とは例えば計画洪水量の問題ですけれども、水内ダム建設時の計画洪水量が、約4200トンで概ねそういう形で私ども認識しておったんですが、平成9年の信濃川河川整備計画で小市の段階で4000トン、逆に言いますとそういう場合新町で4200トンにならないということで、あくまで、ダム建設時の計画洪水位とそれ以外の計画洪水位とかそういう考え方の違いというのが初めて明解になって来た訳ですね。したがって、例えば、3800トン流れても、パラベット天端から1.2mの余裕がありますよと、そういう余裕率を見たらうでの計画洪水位というところの詰めは、出来たのはおよそ2年前ですかね。長野建設事務所で初めてそういう県の見解に接した訳です。それから、色々な思い違い、あるいは錯覚、お互いの認識の違いを詰めあいながら、やっと昨年暮れの調印に来たというところですよ。先程からも言われていますけれども、58年の水害からもう27年、62年協定からでも23年ですか、これだけの日時が経っております。したがって、今度の計画がベストとは申しませんが、ただベターであって欲しいと私どもは思っ

ております。それを早く完成させて欲しいというのが一番の願望です。したがって、26年までのトンネルの完成、これはこの次の水利権更新まで約3年余です。その間に大水が出なければ、実をいうと検証は出来ないんですけども、これだけの検証期間をもって何とかこれで安心出来るんだと、そういう思いを私達は持ちたいんだということで、その26年度の完成ももう少し早めていただいて、25年度位には何とかしていただければ、本当に有難いと、これは前座で申しました検証期間がどうしても欲しいという事なんです。私どもとしては、水がつかなければ何も問題にすることは無いんです。水がつくから怒るんです。そこら辺のところだけが、一番の問題である訳です。したがって、これで絶対水害が起きないという検証は出来た訳ではございません。ただ一歩踏み出してここまでやったよと、これでだめなら次なんなんだというところが、もう一つ欲しいと、これが後の世代に私どもが残せるものだろうというふうに思っております。そういう意味では、今までの予算付けの中では例がない形で、犀川治水対策という名目で21億円のお金、予算が付いたということでは、本当にこれは、関係各位に対しても誠に感謝をしておるところです。今まででしたら、訳の分からぬようなところの中に含まれた予算の中で新町でいくら使うよという流れでしたので、ここに出てきたということは大変有難いことだというふうに思っております。確かに時間は掛かりましたけれども、吉村県知事が当時約束した中身について、何べんも申しますが、時間が掛かった訳ですが、まあ一点を除いてほぼ、これが完成すれば終わりだということで、それ以外に東京電力さんもその当時の約束について、一応だいたいのところは、終わらしていただいております。したがって、この工事を早く進めていただくことによって、私どもにいい結果が得られるという期待を本当にしておりますので、何とか早期完成、実現させていただきたいというふうに思います。以上を持ちまして私の公述を終わらせていただきます。